

九年国民教育政策の研究

——戦後台湾教育の二面性の起源に関する考察——

山崎直也

(要約)

戦後台湾の教育はある種の二面性によって特徴づけられる。即ち、アジア地域においても屈指の量的発展、教育の大衆化の反面、政府による過度の一元化・集権化・イデオロギー化によって教育における自由や多様性が制限されてきたというあり方である。この二面性の源泉を、歴史の中のどこに求めるかについては、さまざまな解釈が成り立ちうるであろうが、この二面性の形成において、実質的な義務教育の年限延長政策を中核とする、1967～68年の九年国民教育政策が分水嶺となることは間違いない。

本論文は、戦後台湾教育史において深長な意義をもつ九年国民教育政策が、なぜ（前史と要因）、いかにして（立法・実施過程）成立し、台湾の教育にどのような変容をもたらしたのか（影響）という三つの問いに答えるものである。このような歴史的研究は、教育の多元化・分権化、脱イデオロギー化が進む現在、今日的な意義をも併せ持つものといえよう。

はじめに

1990年代以降、台湾では急速な教育改革が進行している。この改革の射程はきわめて広範なものであり、制度と内容の両面に及ぶものであるが、「多元化」・「分権化」・「脱イデオロギー化」といった諸概念が、その基調を成していることは間違いない。

例えば、推薦入学の導入によって、大学進学に「聯合考試」（統一進学テスト）以外のルートが開かれたことは、制度改革によって教育の多元化を目指す動きの一例といえるであろうし、国民教育段階の教科書編纂システムが、かつての国定統一教科書制から検定制へと移行しつつある状況もまた、制度的多元化の一環を成すものといえる¹⁾。

このような制度的多元化のほか、教育内容においても多元化は進んでいる。かつての教育において軽視されてきた「郷土」・「少数民族」・「ジェンダー」といった諸テーマの持つ重要性を再認識し、公教育の教育内容に反映させていく動きが強まりつつある。例えば、台湾を一つのまとまりとしてとらえ、その歴史・社会・地理を体系的に教授する「認識台湾」が、さまざまな議論を喚起しながらも、1997年度から必修科目として国民中学1年次に導入されたことは、教育内容の多元化において画期的な意義を持つものであった。また、2001年度からは「郷土語言」（台湾の諸エスニック・グループの母語）も、国民小学の必修科目（閩南語・客家語・原住民の言語から一種を任意に選択）として導入される見通しである²⁾。

これらの教育内容多元化の試みはまた、既存の「中央」や「中心」という概念の絶対性に対してオルタナティブを提示するものであるが故に、内容面から教育を分権化する試みであるともいえるだろう。国民中学における「認識台湾」や国民小学における「郷土教育」は、「中央」に對置するものとしての「地方」・「郷土」という概念の重要性を認識させ、「郷土語言」の教育は

「国語」の中心性に対するオルターナティブを提示する。

また、かつては「中華民族の発展変化及び歴代の境域の変遷を学生にはっきりとわからせること」とされていた国民中学の「歴史」の教育目標が、「学生が歴史知識の本質を理解するように導くこと」、「学生が歴史の発生に対して興味を抱き、自主的に学習するようになるように導くこと」という、より客観的かつ抽象的なものに改められたことは、教育の脱イデオロギー化の一事例であるといえるだろう³⁾。

「多元化」・「分権化」・「脱イデオロギー化」は、それぞれ「一元化」・「集権化」・「イデオロギー化」の対極にある概念であり、現在の改革がそれらの方向を目指しているとすれば、それはとりもなおさず、かつての教育システムが「一元的」であり、「集権的」であり、「イデオロギー的」であったことを示しているともいえる⁴⁾。

しかし、戦後の台湾の教育を考えると、このような負の側面のみを過度に強調することは妥当ではない。戦後の台湾において、初等・中等教育の順調な量的拡大、すなわち教育の大衆化が実現していなければ、今日の経済的・政治的発展は望めなかったであろう。

「党化教育」というキーワードによって戒嚴令下の教育のイデオロギー性を批判する林玉體は、権威主義体制下の台湾教育のあり方を総括して、次のように述べている。

「台湾教育の40年を総括するならば、その間、変化は多くはなかった。教育とは政治から深く大きい影響を受けるものだが、民主の観念の基礎が不安定な社会においてはとりわけその傾向が強い。反共を基本的な国策とするという既定方針のもと、台湾の40年来の教育は、党化教育をその前提としていた。しかし、世界の潮流に適応するための教育の普及もまた台湾の教育における長年の努力目標であった。前者は教育の『質』であり、後者は教育の『量』を指すものである。『量』の面からいえば、台湾の教育の進歩は驚くべきものであり、国民が教育を受ける機会の拡充は、教育先進国と肩を並べるまでになっている。しかし、『質』の面からいえば、問題が多い。換言すれば、教育の『長さ』(教育を受ける年限の延長)、『広さ』(課程の増加、全人民的な教育)、『深さ』(学科の程度の深まり)は、日本統治時期の台湾の教育よりも整っている。しかし、教育の『純度』(教育の超然と独立)については、以前からの改善があまりみられない。三民主義による党化教育は、皇民化教育と同様、教育を政治的目的達成のための工具とみなすものである。」⁵⁾

つまり、戦後台湾の教育システムは、このような「質」と「量」の不均衡な発展という、二面性によって特徴付けられるのである。現在進行中の改革を意義深いものにしようとするならば、この二面性の正の側面はこれを促進し、負の側面はその根源からこれを改革していく必要がある。そして、そのためには、この二面性がいかにして成立したものであるのか、その源泉を歴史の中に知る必要があるだろう。この意味において、教育史の研究は現実的实践に資することができると思う。

この二面性の源泉をどこに求めるかは、研究者によって意見が分かれるところであろう。本論文は、この二面性の源泉を九年国民教育政策に求める。1967～68年の九年国民教育政策は、事

実上の義務教育年限延長⁶⁾を柱とする教育システムの全面的変革であり、その規模は現在の教育改革に比肩しうるものであった。今日、台湾の国民教育は、開始から30余年を経て、2001年度から『九年一貫課程綱要』という九年一貫の新たなカリキュラム大綱に基づく教育が開始されようとしている。このような大きな転換期において、国民教育の開始時期を振り返ることは、今日的な意義をも併せ持つものといえよう。

本論文は、九年国民教育政策が、なぜ(前史と背景=第1節)、いかにして(立法及び実施過程=第2節)成立し、台湾の教育をいかに変えたか(影響=第3節)という三つの問いに答えるものである。この政策は、戦後台湾の教育史において、分水嶺的な意義を持つものであるにも関わらず、日本ではほとんど研究の蓄積がないため、多少概説的になる部分があるかもしれないが、できるかぎり詳細に全体像を描き出すことを目指したい。

第1節 九年国民教育政策の背景——前史と諸要因

1. 九年国民教育政策の前史——「悪性補習」解消の試みと戦後台湾の義務教育発展

第二次世界大戦終結後、台湾の各級学校は、「台湾接管計画要綱」に依拠して、台湾省行政長官公署により接收・管理されることとなった。接收は、1945年11月1日に開始され、翌年4月30日まで続けられた。この時期における教育改革の重点は、「皇民化の教育を一掃して、『祖国化』教育をもってこれに代えること」⁷⁾であり、その施政方針は「三民主義を実施して中華民族文化を回復し、日本の植民地教育体制に中国の教育制度に基づいた調整を加えて、教育機会均等の理想を達成すること」⁸⁾にあった。そのため、「日語(日本語)」、「日本歴史」、「地理」、「武士道」などの日本の内容を教授する科目を、「三民主義」、「国語」、「本国歴史」、「地理」などに代える課程改革を行ったほか、かつての日本的な国民学校の校名を、所在地名を冠したものに改めるなどの諸改革を行った。

学制面では、日本が台湾において施行したすべての教育法令を廃止した上で、初等・中等の各教育段階において、次のような改革を行った。初等教育段階においては、「国民学校」の名称を維持したものの、日本統治時代に存在した課程第1～3号表の区別⁹⁾を廃止し、修業年限は、初級4年間、高級2年間の計6年間とした。中等教育段階においては、国民学校附設の高等科を廃止し、1931年に中国大陸で公布された「中学法」に依拠して、3-3制(初級中学3年、高級中学3年)を採用することとした。

接收時期においては、義務教育に関する明確な法的規定を欠いていたが、1947年1月1日に「中華民国憲法」が公布され、「人民は国民教育を受ける権利と義務を有する」(21条)こと、及び「6歳から12歳の学齢児童は、すべて基本教育を受ける。その学費は免除されるものとする。貧窮のものには、政府が書籍を供給する。学齢を過ぎて基本教育を受けていない国民は、すべて補習教育を受ける。その学費は免除されるものとし、その書籍は政府により供給される」(160条)ことが明文をもって規定された。また、これを受けて、同年1月22日、台湾省行政長官公署によって「台湾省学齢児童強迫入学辦法」が公布されると、台湾においても明確な法的裏づけ

を持った義務教育が成立するに至った。

しかし、これらの法的規定がただちに国民学校の学生数及び就学率を劇的に高めるということはなかったようである。表1は、1945年から1967年までの国民学校の学校数・クラス数・児童数・就学率を示すものであるが、これをみると、国民学校への就学率は、1951年に至るまで、終戦の年の水準を上回ることがなかったことがわかる。

台湾における初等教育の児童数と進学率が高まりを見せはじめるのは、戦後過渡期の混乱を脱した1950年代初頭以降のことである。とりわけ、1953年に「耕者有其田」（政府による地主所有農地の買い上げ・小作農への売却）の土地改革政策が完成し、農民の生活水準が向上し始める1950年代半ば以降、国民学校への就学率は急速な発展のカーブを描くようになる。1954年に90%を超えた就学率は、5年後の1959年には95%を超え、児童数も1962年に至って200万人を超えた。このように急速な発展により、台湾における初等教育の普及率は、当時のアジア諸国の中でもとりわけ高いものとなったが、同時に解決を迫られる深刻な質的問題が生ずるに至った。いわゆる「悪性補習」の問題である。

悪性補習は、初等教育の急速な量的拡大によって、初級中学及び初級職業学校に進学を希望する国民学校卒業生の数と受け容れのキャパシティの間に不均衡が生じたことによって引き起こされた現象である。1959年度を例にとると、進学を希望する国民学校卒業生10万4612人中、11%にあたる1万1630人が進学を断念せざるを得ず、翌1960年度も12万4367人の進学希望者中、11万0673人（89%）が進学できたに過ぎなかった¹⁰⁾。

このような不均衡は熾烈な進学競争を産み、国民学校の教育現場においては、過度の進学偏重が蔓延した。「体育」、「公民」などの授業時間が、「国語」、「数学」、「常識」などの進学必修科目の授業に振り替えられたばかりか、放課後には教師の家などに場所を移してさらに3～4時間におよぶ補習が行われた。補習の内容は、民間出版社による問題集などを使用した、徹底的な暗記と反復の詰め込み式教育であり、また補習を受けるにあたり補習料を徴収される場合もあった。無理な補習による過度の負担は、児童の健康や自主的な思考能力の発展を著しく損なうものであり、国民教育の目標に反するものであった¹¹⁾。

悪性補習の蔓延に対して、教育行政当局は、初め厳禁の姿勢をもって臨んだものの効を奏さなかった。そのため、1954年には「国民学校辦理学生升学指導注意事項」を定めて、補習クラスの設置を原則的に認めつつ、補習時間と補習費の徴収に制限を加えるという柔軟策に転じた。同時に、初級中学の受け容れキャパシティを拡大することによって、進学を希望する国民学校卒業生全員を、無試験で初級中学に進学させるという方向性を模索するに至った。このようなアプローチによる悪性補習の解消の試みとして、画期的な意味を持つのが、1950年代半ばに試みられた「免试升学」の実験である。

免试升学は、1956年に公布された「国民学校畢業生升学初級中等学校方案」に基づいて、新竹県および高雄市で試験的に採用された。進学を希望する国民学校卒業生を、無試験で初級中学に入学させるという制度であり、1950年代半ばに採られた一連の初等・中等教育改革の延長線上にあるものである。以下、この政策について、若干詳細な説明を加えたい。

表1. 国民学校の学校数・クラス数・児童数・就学率 (1945年～1967年)

	学校数	クラス数	学生数	就学率
1945年	1,053	13,656	850,097	80.01 %
1946年	1,130	13,683	823,400	78.56 %
1947年	1,160	14,072	855,821	79.02 %
1948年	1,185	14,519	840,783	77.14 %
1949年	1,199	15,539	892,758	79.07 %
1950年	1,231	16,856	906,950	79.98 %
1951年	1,248	17,743	970,664	81.49 %
1952年	1,251	18,833	1,003,304	84.00 %
1953年	1,300	20,211	1,060,324	87.75 %
1954年	1,350	22,025	1,133,438	90.83 %
1955年	1,446	24,127	1,244,029	92.33 %
1956年	1,537	26,189	1,344,432	93.82 %
1957年	1,597	28,307	1,480,557	94.61 %
1958年	1,663	30,945	1,642,888	94.84 %
1959年	1,757	33,586	1,777,118	95.44 %
1960年	1,843	35,944	1,888,783	95.59 %
1961年	1,932	37,906	1,997,016	96.00 %
1962年	1,995	39,712	2,097,957	96.52 %
1963年	2,067	41,114	2,148,652	96.71 %
1964年	2,107	42,139	2,202,867	96.83 %
1965年	2,143	43,338	2,257,720	97.15 %
1966年	2,175	44,382	2,307,955	97.16 %
1967年	2,208	45,171	2,348,218	97.52 %

(出所) 教育部統計處編『中華民國教育統計1999』台北, 教育部, 1999年,
及び徐南號, 林玫伶「台湾推行義務教育之經驗演進」『比較教育通訊』
第35期, 1994年9月に基づき筆者作成.

1954年, 張其昀を部長とする教育部は, 教育研究委員会を回復設置し, 悪性補習の解消と初等・中等教育の正常な発展のための一連の諸方を策定していくこととなった. 1955年に「発展初級中等教育方案」が制定されて, (1) 私人が初級中等学校を創立することを奨励し, 私立学校の立案プロセスを簡素化する, (2) 年度ごとの増校計画を定め, 可能な限りクラス数を増加し, 「省辦高中, 縣市辦初中」(省が高級中学を, 縣市が初級中学を主管する) の原則をもって郷鎮の初級中学を発展させる, (3) 教育庁が起草した五年計画によって中学の学区制を試行する, (4) 師範大学の設備を充実し中等学校の教員を養成する, という中等教育改革のビジョンを提示されると¹²⁾, 翌1956年にはより具体的な施策を含む「国民学校畢業生升学初級中等学校方案」が公布された¹³⁾.

この方案は、「発展初級中等教育方案」同様、初級中学の増設と学区制の採用によって、進学を希望する国民学校卒業生の受け容れを拡大していくというものであったが、一歩進んで、1956年度から段階的に免试升学を実施し、5年以内に台湾全土で実現させることを唱っていた点に重要な意義があった。

この方案は、まず新竹県をモデル地区として試行されることとなり、翌1957年度からは、高雄市においても実施されることとなった。

新竹県及び高雄市における免试升学実験は、初級中学への熾烈な進学競争に起因する国民学校高学年における悪性補習を緩和して、国民学校児童の健康状態を向上させたのみならず、学区制の採用によって、教育機会の均等化においても一定の成果をあげた¹⁴⁾。しかしながら、学校数の急増による教員確保の困難と教育の質的低下、そしてとりわけ経費の不足という問題が明らかになるにつれて、省政府委員会及び省議会において反対論が大勢を占めるようになり、1958年度をもって中止を余儀なくされた。

新竹県・高雄市における免试升学実験の停止以後、義務教育の年限延長に関する教育部の方針は消極策に転じることとなった。教育部は、1961年に、(1)初級中学を發展させ漸次国民学校卒業生の就学の機会を拡充する、(2)ただしどこまでも進学希望者に対しては入学試験を行うとの基本方針を定めたが¹⁵⁾、このような教育部の消極的態度は、1966年の「国民学校畢業生志願升学方案」においてより顕著に示されることとなった。

1964年、行政院は專案小組（専門グループ）を設けて「国民学校畢業生志願升学方案」¹⁶⁾を検討起草し、報告書を作成した。この方案の目的は、マンパワーの資質を高めることによって経済建設の需要に対応し、同時に国民学校卒業生の就学機会を拡充することによって悪性補習を解消し、義務教育の延長に備えることにあった¹⁷⁾。翌1965年、この方案に関する実施計画の策定を教育部より要請された台湾省政府教育庁は、各県市政府から提出された報告と意見に基づいて、「台湾省実施国民学校畢業生志願就学方案六年計画大綱」を起草、行政院による審議を経て施行に移されることが決定された。

この方案は、学区制度（「一郷鎮一初中」の原則によって、一つの郷鎮に一つの初級中学を設けることが計画された）と免试升学とによって、進学を希望する全ての国民学校卒業生を初級中学に進学させることにあり、その実施期間は三段階に分けられていた。即ち、1966～67年度の準備時期、1968～69年度の開始時期、1970～73年度の推進時期からなる三段階である。しかし、この方案に示されたビジョンは長期的かつ漸進的なものであり、前述の「国民学校畢業生升学初級中等学校方案」によって示された5年以内に全省において免试升学を実現するというビジョンに比べて消極的なものであった。

しかし、「国民学校畢業生志願升学方案」が開始されようとしていたまさにその年、台湾の義務教育の年限延長問題は、新たな転機を迎えることとなった。1967年6月27日、蒋介石が、總統府で開催された国父紀念月会において義務教育の年限を9年間に延長すべしとの訓示を行い、「国民学校畢業生志願升学方案」による漸進主義路線は覆されるところとなった。戦後台湾教育史の分水嶺となる九年国民教育政策開始の瞬間であった¹⁸⁾。

2. 九年国民教育政策の環境要因

戦後台湾教育の発展趨勢のあり方から見て、前述した進学偏重と悪性補習の解消こそが、九年国民教育成立の最も切迫した要因であったことは明らかである。しかし、当時の台湾教育をめぐる状況を鑑みれば、いくつかの環境要因が九年国民教育の成立を促進し、正当化していたことがわかる。ここでは、それらの要因について、さらなる検討を加えてみたい。

およそ近代国家の公教育は、国家の経済政策から、避けがたい影響を受けるものである。このような視点から九年国民教育政策を促進した要因について考えるならば、1960年代以降の台湾におけるマンパワー育成政策の展開との関わりが見えてくる¹⁹⁾。農業社会から工業社会への産業構造の転換においては、より高度の知的水準を備えた人材をより多く育成するマンパワー育成システムが、同時期的ないしそれに若干先行するような形で確立されていることが必要条件となる。若林が指摘するように²⁰⁾、台湾社会の農業社会から工業社会への転換点を1960年代中頃に求めるならば、その転換を可能とするような人的資源を育成するマンパワー政策が、それに並行ないしは先行する形で展開されていたものと考えられる。そして、いまここに当時のマンパワー育成政策の展開を素描してみれば、まさにそのようなコースが描き出されるのである。

台湾において、マンパワー育成の重要性が経済発展及び産業社会化とのかかわりで強く意識されるに至ったのは、1960年代に入ってからのものであった。1960年に、経済部工礦計画聯繫組のマンパワー担当グループが、簡単な分析と予測的なワーキングを行ったことにはじまり、1964年1月には、国際経済合作発展委員会（経合会）に「人力資源小組」（後に「人力発展小組」と改称）という専門的な政策グループが設けられるに至った²¹⁾。

このような本格的なマンパワー育成政策の推進において、義務教育の拡充は不可欠なものであった。なぜなら、従来のような6年間の義務教育のみでは、社会が求める質と量の人的資源を有効に提供しえなくなっていたからである。このような経済的要請が九年国民教育の実現を促進した要因の一つであったことは、1968年に公布された『国民中学暫行課程標準』（新設された国民中学のカリキュラム大綱）によって、国民中学2年次の必修科目（週1時間）として「職業簡介」という科目が設けられたとともに、3年次に週4～6時間の職業選択科目が配されたことによっても裏打ちされるであろう。

また、国家間関係の複雑性が増大した戦後の国際社会では、一国の教育政策の策定においても国際的要因が無視し得ないものとなった。この意味では、カラチプラン²²⁾以降、アジア各国がこぞって義務教育年限延長に向けて動き始めたという潮流が、台湾の教育当局に与えた多大な影響が重要視されよう。

国際的要因としては、カラチプランのような国際機関によって主導されたもののほか、当時の国際環境からの影響も看過し得ない。当時、教育政策の策定と実施に関与していた人々の回想が指摘するように²³⁾、1967年の第三次中東戦争におけるイスラエルの勝利は台湾の政策決定層に多大な影響をおよぼし、彼らをして、国力を増強するためには国民の教育水準を向上させることが必要であるということ強く認識させた。

また、当時中国大陸を席卷した「文化大革命」の熱狂が、台湾当局をして、教育を通じて愛国

心を高めることによって国民の統合を強化することの必要性を鋭く意識させたであろうことも想像に難くない²⁴⁾。事実、九年国民教育開始後の国民中学の課程には、「公民與道德」という教科が非常に高いプライオリティで新設されている（第3節にて詳述）。

このほか、吉田茂政権下の日本が、困難な財政状況下で義務教育の年限延長を断行し、成功させたという先例（1947年）が、台湾の教育政策決定者に多大な影響を与え、九年国民教育政策を断行する上で依拠すべき成功例として意識されていたことも指摘されている²⁵⁾。

経済面からの要求や国際的影響のほか、国内的世論も九年国民教育の実施を後押しした要因の一つである。1950年代後半以降、台湾の教育学界では、義務教育の年限延長問題が解決を要する重要なイシューとして強く意識されるようになり、1960年には中国教育学会が義務教育をテーマとして年刊をまとめるに至った²⁶⁾。林本、孫邦正、蔡保田らの学者専門家が新聞などの一般向けメディアでも積極的に発言したことは、世論の形成を促しただけでなく、九年国民教育政策の推進に対して理論的な基盤を提供した²⁷⁾。

以上、本節では、九年国民教育政策実施の背景にある諸要因を検討した。このように複合的な要請によって、実現されるに至った九年国民教育は、いかなる過程を経て開始されたのか。次節でこの政策の立法過程と実施過程について検討することとしよう。

第2節 九年国民教育の立法過程と実施過程

1. 九年国民教育の立法過程

1967年6月27日、当時の総統蒋介石は、総統府で開かれた国父紀念月会の訓示で次のように述べ、台湾の義務教育年限延長問題は、ここに新たな展開を迎えることとなった。

「我々は、耕者有其田政策（引用者注－1953年に完成した土地改革政策を指す）の推進の成功に続いて、九年義務教育計画の推進を急がねばならない。現段階における我々の社会経済全体の発展成果をもって、九年義務教育の問題を解決するならば、その成功は必ずや樂觀しうであろう。現在、世界各国においては、民衆の教育水準が大いに啓かれ、我々はすでに6年の義務教育という現状には満足できなくなっている。我々の各家庭には、すべて子女があり、父母は皆、自らの子女が良好な教育を受けることを望んでいる。政府が『取之於民、用之於民』の原則に基づいて、社会における力を結集しさえすれば、次世代の民族の継承者を育むこの義務教育というものに妥当な処理を加えることができ、悪性補習という痼疾を、その病根から除去することができるだろう。また、三民主義の模範省としての教育建設を実現することによって、『耕者有其田』と『平均地権』の成果が大きくかつ末永いものであることを保証し、我々の均富の主張を貫徹し、国父による民生主義の理想という大計を実現することも可能となるであろう。」²⁸⁾

この訓示から3日後の6月30日、蒋介石は、黄杰台湾省主席、閻振興教育部長、潘振球台湾省教育庁長、劉先雲台北市教育局長らと会見し、義務教育の年限延長の計画と準備を進めるよう

指示を下した²⁹⁾。さらに7月3日には、中央及び省市の教育責任者と会見して、行うべき教育改革について、以下のような具体的説明を行った³⁰⁾。

- ① 時間：翌年（1968年）から開始する。
- ② 課程：可及的速やかに課程標準を修訂し、教科書を改編する。
- ③ 土地：新たに学校を建設するにあたって必要な校地は、地方の寄贈、定価ないしは定価の半額での買い上げ、あるいは公有地の利用による。
- ④ 経費：できるだけ各地方で調達することとし、不足部分は中央が補う。
- ⑤ 計画準備にあたる単位：教育部
- ⑥ 公私立の初級中学はすべて義務教育のシステムに納める。私学は義務教育課程の規定に従うべきものとし、そうしない場合には登記を取り消す。
- ⑦ 直ちに法令を修訂し、速やかに教員を訓練すべきである。

この指示は、6月27日の訓示によって示された考えを具体化するものであり、以後、義務教育年限延長を中核とする教育改革を計画し、準備する上での指針となるものであった。

1967年7月6日、この改革の計画・準備の責任を負う専門組織として、行政院に陳雪屏政務委員を召集人とする九年義務教育專案小組（以下、專案小組と略す）が成立し、ここに計画・準備作業が始動することとなった。

同年7月8日、閻振興教育部長は、国民教育司³¹⁾に專案小組の審議に提出する実施綱要草案の作成を指示し、また衆知を集めて有益な意見を広く吸収するために、鄧傳楷次長を責任者として教育部実施九年国民教育策画小組（以下、策画小組と略す）を成立させた。この指示を受けた国民教育司は、早速草案の作成に着手、2日後の7月10日には「九年義務教育実施綱領草案」を策画小組に提出した。「九年義務教育実施綱領草案」は、策画小組による検討と教育部長による査定を経て、「学区画分要点草案」などとあわせて專案小組に送られ（7月26日）、專案小組は7月29日の第2回会議で、「九年義務教育実施綱領草案」を「九年国民教育実施綱要草案」と改めた上で通過した³²⁾。

8月3日、行政院第1030回会議が「九年国民教育実施綱要草案」を通過（8月15日公布）、ここに九年国民教育の制度建立と法規制定の根拠が成立した³³⁾。

8月17日、蒋介石総統が、(56)臺統(一)義字第5040号令によって、九年国民教育の実施を正式に発令した。

「国民の智能を高め、戡乱建国の力量を強化するため、動員戡乱時期臨時條款第四項の規定に依拠し、動員戡乱時期国家安全會議による決定を経て、国民教育の年限を9年とし、57年度（1968年度）より、まず台湾及び金門地区において実施する。国民教育の実施に関係する事柄について、法律を制定する必要があるものは、特別法を制定して適用に資し、上項の決定にしたがって迅速に処理することを望む。」³⁴⁾

かくして九年国民教育は明確な法的裏づけをもって実施されることが決定されたわけであるが、翌1968年1月には「九年国民教育実施綱要」を具体化する特別法としての「九年国民教育

実施条例」が公布され、ここに九年国民教育実施の立法過程が完成した³⁵⁾。

2. 九年国民教育の実施過程

以上のような経過で、九年国民教育は、法的裏づけをもって実施過程に移されることとなったわけであるが、「九年国民教育実施綱要」及び「九年国民教育実施条例」によって示された改革の全体像は、極めて大規模かつ多方面に及ぶものであり、その実施過程もまた複雑なものとならざるをえなかった。1967年6月27日の蒋介石の訓示から1年2ヶ月後の1968年9月9日には、台中市で全省「国民中学開学典礼」が挙行されることとなったが、この限られた時間の中で、いかにしてこのような大規模な改革が実施されたのか。以下、①経費の調達、②学区の区分、③校地の確保・校舎の建設、④教員の養成の4点について、見てみることにしたい。

① 経費の調達

九年国民教育の実施に必要な経費に関しては、「九年国民教育実施綱要」を通過した行政院第1030回会議（1967年8月3日）によって採択された「延長国民教育有関経費事項会商結論報告」がガイドラインとなった³⁶⁾。3カ年計画（1968～70年度）として策定された九年国民教育実施の経費については、当初、台湾省と台北市合わせて約31億7000億元が試算されていたが、「36億元を調達目標とすべし」という蒋介石の指示により、上方修正がなされた。その差額については臨時的な支出に備える予備金にまわされることとなった³⁷⁾。36億元のうち、台湾省の調達分が28億5550万元、台北市の調達分が7億4450万元とされ、支出費目としては、人件費、建築・設備費、土地購入費、私立学校補助費、行政経費、予備金が計上された。

経費の調達に関しては、「九年国民教育実施綱要」の定めるところにより、省（台湾省）・市（台北市）レベルないしは縣市レベルで調達することが原則とされ、中央からの援助はその不足分を補うものとされた。経費の源泉としては、教育税・租税・高級中学及び高級職業学校の学費増加分、中美基金による校舎建設に関わる寄付金（台湾省が約5億9900万元、台北市が8691万元とされた）などをもって充てることとされた。

② 学区の区分

各地における国民教育の平均的な発展を促進し、学生の通学上の便宜を図ることによって就学率を高め、「学校によってコミュニティの発展を促進する」という理想を実現するため、国民中学の設置にあたっては学区制が採用されることとなった³⁸⁾。

学区分けを行う上での依拠となったのは、「国民中学画分学区原則」と「輔導私立初級中学原則」である³⁹⁾。前者は、学区を区分して、国民中学を設置する上での原則を示すもので、後者は、かつての私立初級中学の取り扱いに関する原則を示すものである。つまり、前者は、国民中学の学区は、かつての国民学校の学区を基礎とし、一つないしはいくつかの学区を合わせて、国民中学の学区とすべきこと、「一郷鎮設置一国民中学学区」の原則（一つの町村に、一つの国民中学の学区を置く）を定めるものである。他方、後者は、国民中学の数が不足している場合、私立初級中学を代用国民中学とすることができること、存続を希望しない私立初級中学については、その資産を政府に寄付し、処理を依頼することができることなどを定めるものである。さらに、

より詳細な実施弁法については、各地方教育行政当局の決定に委ねられた。学区分けと国民中学校の新設は3年計画で進められ、開始初年度の1968年には、458の国民中学が設置された⁴⁰⁾。

③ 校地の確保と校舎の建設

上述の原則によって区分された学区に数に見合うだけの国民中学を確保するためには、かつての初級中学を国民中学としたり、私立の初級中学を代用国民中学として指定したりするほか、多数の国民中学を新設する必要がある、そのための校地の確保と校舎の建設が実施過程における重要な工程の一つとなった。

校地の確保については、「九年国民教育実施条例」の第13条に規定されているように、(1) 公用地の利用、(2) その他の機関が使用する公用地の回収、(3) かつての都市計画の公共施設保留地の転用、(4) 寄進、(5) 法律に依拠して徴収した私有地をもってあてることとされた。このうち、民間からの私有地の寄進は、各地における校地確保を大いに助けた。例えば、屏東県においては、董正成、陳羅漢、林啓東などからの積極的な土地の寄進があった結果、13校の新設国民中学の校地45.2454ヘクタール中、私有地の買い上げは10.2092ヘクタールのみにとどまったという⁴¹⁾。また、同県において、「正成国中」、「萬巒国中」の2校は、民間からの土地と資金の寄付により創立されたものであった。

また、校舎を建設に関しては、各地方当局が調達した資金のほか、上述の中美基金による資金援助が使用された⁴²⁾。

④ 教員の確保

経費、土地、校舎とならび、九年国民教育の実施にあたり大きな課題となったのが、国民中学の教員の確保であった。国民中学の学校数・クラス数・学生数の急増に適合するため、1968～70年度の3年間で約2万人余りの教員を確保する必要があると認められたが、当時、国立台湾師範大学の卒業生は年間約千人余りであり、実際の需要とは大きな開きがあった。

そこで教育部は、公立の大学及び独立学院の各学科に、教育選修科目（教職課程）を増設し、その課程を修了したものに教員資格を与える措置を採ったほか⁴³⁾、1968年4月3日には、「九年国民教育実施条例」第9条に依拠して「国民中学教師儲備及職前訓練辦法」を公布することによって、検定試験と短期の職前講習を中心とする教員の速成方法をも模索することとなった。これらの教員養成システムの改変により、1968～70年度の3年間で、1万7191人の国民中学の教員が確保された⁴⁴⁾。

1968年9月9日、全省で国民中学の開学典礼が一齐に開かれ、ここに九年国民教育が成立した。開始決定から1年2ヶ月という異例ともいえるハイペースで実現した九年国民教育は、その実施期間の短さに起因する準備不足が後の教育に悪弊をもたらすという側面（例えば、教員資格の条件を下げたことによる教員の質の低下など）も確かにあったが、しかし1968年の段階で実質的な九年制義務教育を実現させたことは、後の台湾の経済的・政治的發展にとって、重大な意義をもつものであった。

第3節 九年国民教育政策と台湾教育の変革——二面的教育発展の源泉

1. 『国民中学暫行課程標準』の制定と教育課程の刷新

本節では、九年国民教育政策によって台湾の教育がどのように変化したのかを考察する。九年国民教育政策は、単に義務教育年限の実質的延長という学制上の変更にとまらず、教育課程（カリキュラム）、教育内容、教育行政、教材編纂システムなど、極めて多方面に及ぶ抜本的な改革であった。本節では、このうちカリキュラム及び教材編纂システムの2点に焦点を当て、九年国民教育以前と以後の教育を比較検討してみたい。

『課程標準』とは、「学校教育活動を実施する上での準則となるものであり、各級学校の教育目標をうち立てるほか、それが定めるところの関連各学科の課程目標、教育科目と時間数、教材概要及び実施通則等は、すべて教材を編集し、教育を進める上での主要な根拠となる」⁴⁵⁾。つまり、各級学校においてどのような科目を、どのような目標に基づいて、どのような方法で、週何時間教えるのか、また教育を行う上で必要となる教科書をいかにして編纂するのかを定めたカリキュラム大綱である。

中等教育のカリキュラム大綱としての『中学課程標準』は、清朝光緒28年（1902年）に制定された『欽定学堂章程』にその源を発し、1922年に6-3-3-4の新学制が開始されたことにより、初級中学と高級中学の二段階で課程が編成されることとなった。『中学課程標準』はしばしば改訂され、第二次大戦後に限っても、4度（1948年、52年、55年、62年）の改訂がなされたが、九年国民教育の開始にあわせて、再度、このカリキュラム大綱の改訂が行われることとなった。

1967年9月、教育部は、「九年国民教育実施綱要」の制定を受けて、小学校及び中学校の課程標準の全面改訂を開始、まず「国民中小学課程標準計画」を起草して、改訂の目標、原則、機構、作業プロセス及び進度を確定すると同時に、小中学校及び学者専門家の意見を広く集めて改訂の参考とした。同月下旬、教育部は「修訂国民中小学課程標準委員会」を組織し、改訂の原則と重点について検討し、また「国民中小学課程標準各科修訂小組委員会」を招集して、各科課程標準の草案を作成した。1967年10月2日から12月18日までの二ヶ月余りの期間で、172名の人員の参与をもって、必修科目18種、職業選修科目15種、その他選択科目4種からなる課程標準が完成し、1968年1月1日、教育部により『国民中学暫行課程標準』が公布・施行された⁴⁶⁾。

かくして成立した『国民中学暫行課程標準』を、改訂前の『中学課程標準』（1962年改訂）と比較した時、次のような九年国民教育の新カリキュラムの特徴が明確となる。

① 九年一貫の精神の採用

『国民中学暫行課程標準』の「国民中学暫行課程標準総綱」の「目標」部分に明記されているように、「九年国民教育は二段階、つまり前期6年の国民小学と後期3年の国民中学に分かれ、その課程の編成においては、九年一貫の精神を採る」⁴⁷⁾ものとされた。つまり、新たに開始された国民教育の教育課程においては、九年一貫の精神によって国民小学と国民中学の課程間の連繋が強化されたのである⁴⁸⁾。

国民小学および国民中学のカリキュラムは、(1) 公民と道徳、(2) 健康教育、(3) 語文学科、(4) 数学科、(5) 社会学科、(6) 自然学科、(7) 芸能学科、(8) 職業陶冶及びその他の選修科目、(9) 童子軍訓練、(10) 団体活動及び指導活動の10の学科から成り、国民中学においてはそれぞれの学科に、(1) - 「公民與道徳」、(2) - 「健康教育」、(3) - 「国文」、「外国語(英語)」、(4) - 「数学」、(5) - 「歴史」、「地理」、(6) - 「自然科学(生物・化学・物理)」、(7) - 「体育」、「音楽」、「美術」、(8) - 「工芸(女生家事)」、「職業簡介」、「職業陶冶科目」、「その他選択科目(自然科学・英語・音楽・美術)」、(9) - 「童子軍訓練」、(10) - 「指導活動」という科目が置かれ、同じ学科に分類されている国民小学段階の各科目との連繋が強化されるようになった⁴⁹⁾。

つまり、九年国民教育という事実上の義務教育年限延長政策によって、より長いスパンで教育を計画・設計することができるようになったために、課程間の重複を減らして教育の効率化を図り、科目数を増加して進学と就職の両面における需要に対応した課程編成をすることが可能になったのである。

② 民族精神・愛国心の強調

『国民中学暫行課程標準』による新たな教育課程においては、民族精神及び愛国心の育成に一層の重点が置かれることとなった。

1962年改訂の『中学課程標準』において、初級中学の教育目標は、「国民学校の基本教育に引き続き、青年の心身を發展させ、公民道徳を陶冶し、民族文化を發揚し、生活知能を充実し、これによって有為で自制心の強い健全な国民を養成すること」⁵⁰⁾とされていた。しかし、『国民中学暫行課程標準』において、国民中学の教育目標は、「国民小学の基本教育に引き続き、青少年の心身を發展させ、公民道徳を陶冶し、民族文化を植え付け、科学精神を培い、職業陶冶を実施し、生活知能を充実し、これによって専門的な職業技能の学習あるいは継続的な進学の基礎をうち立て、忠勇で愛国的な健全国民を養成する」⁵¹⁾(下線部引用者)と改められ、民族精神と愛国心の育成を重視する姿勢が明確に打ち出された。

この傾向は各教科の教育目標においても認められた。例えば、「公民與道徳」については、「民族意識を増強し、国家觀念及び大同の精神を大いに發揚する」⁵²⁾ことが、以前の「初級中学公民課程標準」と同様に教育目標として掲げられていたほか、「中華民國固有の美德を發揚すること」という文言が新たに挿入された。また、『中学課程標準』において「公民」は、「国文」及び「外国語」に次ぐ位置にあったが、『国民中学暫行課程標準』において新たに設置された「公民與道徳」は、全科目中の筆頭の位置に置かれることとなった⁵³⁾。この措置は、道徳教育の全教育課程における相対的地位の高まりを示す一例といえよう。

③ 職業教育の強化

新たに編成された国民中学の課程においては、職業教育の比重が高められた。これは、「国民中学の課程は、文化的な陶冶の基本科目を重視するほか、職業科目、技芸の訓練を強化して、進学及び就業の需要の両方を顧慮するものでなければならない」という「九年国民教育実施綱要」の規定に応じるものであり、また第1節にて詳述したような経済政策上の要請によるものであった。職業教育の強化として、国民中学の2年次に「職業簡介」という科目が必修(週1時間)と

いう形で設置されたほか、「農業」、「工業」、「商業」、「家事」といった選択科目が国民中学の3年次に設置されたということは、進学だけでなく就職というニーズにも対応しうる課程編成を追求する試みであったといえよう⁵⁴⁾。

以上に挙げた3点の他にも、生活教育、自然科学教育、国語教育の強化、科目の多様化など、九年国民教育政策は、台湾の初等・中等教育の教育課程のあり方を大いに変容させるものであった。『国民中学暫行課程標準』は、当時の台湾が置かれた国内的・国際的状況を考慮して、初等・中等教育をより実地的なニーズを反映したものに改定させた。しかし、ここにおいて反映され得たニーズは、主として(教育)当局者側のニーズであり、教育部によって極めて短期間で独占的に策定されるという『国民中学暫行課程標準』の策定プロセスによっては、教育を受ける側のニーズは反映され難い構造にあった。このカリキュラム大綱の策定過程における一元性は、次に挙げる教科書編纂システムの改定とともに、国家による教育へのコントロールを強め、教育のイデオロギー化を促すものであった。

2. 九年国民教育の開始と教科書編纂システムの改定

戦後初期の台湾の教科書編纂システムは、50年にわたる日本の植民統治によってもたらされた大陸中国との相違(とくに言語面・思想面)という特殊な事情により、制度が安定せず幾度かの改定が行われたが、九年国民教育の実施が決定された1967年当時は、「統編制」(国定統一教科書制度)と「審定制」(検定制)が並存する状況にあった。即ち、国民学校の各教科の教科書については、「国語」・「算術」・「社会」・「自然」等の教科は国立編訳館が、「工作」・「劳作」・「美術」・「音楽」等の教科は台湾省政府教育庁が、それぞれ統一的に編纂・印刷・発行を行い、初級中学の各教科については、「国文」・「公民」・「歴史」・「地理」の四教科を国立編訳館が統一的に編纂・印刷し、その他の教科は検定制(民間の出版社が編纂した教科書を国立編訳館が検定する)を採っていた⁵⁵⁾。

しかし、このような教材編纂システムのあり方は、九年国民教育の開始によって、大幅な改定を迫られることとなった。九年国民教育の開始に際して蒋介石により発せられた「革新教育注意事項」という訓示は、戦後台湾における教科書編纂システムの変遷の中で分水嶺的な意義を持つものであった。「革新教育注意事項」は、教材の編纂・印刷に関して次のように述べる。「今日、わが国の各級学校は、小学校であれ、初級中学であれ、高級中学であれ、その課程、教法、教材が倫理、民主、科学の精神に基づいて、再度整理され、統一的に編纂・印刷されることを望む⁵⁶⁾。

この「革新教育注意事項」と1968年1月1日に教育部により公布された『国民中学暫行課程標準』などの規定により、台湾の教科書編纂システムは、「統編共印」(統一的に編纂し、共同して印刷する)に移行することとなった。つまり、「統編制」と「審定制」が並存するシステムから、「統編制」への一元化が図られたのであった。

九年国民教育の開始にあわせて導入された「統編制」の要点は、小中学校全教科の教科書の編集・審査の過程を、国家機関である国立編訳館が一手に掌握しているという点にあった(ただし、印刷・製本については、教科書の種類の多さに鑑みて、政府と民間の出版社が共同で行うこととされた)⁵⁷⁾。

これにより、均質な教科書が全国の児童生徒に隔たりなく供給されることとなった。このことは、一方において、教育の効率化および機会均等といったある種のプラス作用を持つものであったが、しかしながら、また一方で、「統編本」(国立編訳館によって統一編纂された国定教科書)に記述された内容のみが、「公認された」、唯一「正統」な知識たりえるという構造をも生み出すものであった。石計生らの研究は、この点を次のように指摘する。

「1968年以前は、一部の小学校の教科書は省教育庁が責任を負い、一部(国文、公民、歴史、地理の四教科以外)の中学校の教科書は民間の出版社が編纂していた(但し、検定を要する)が、ここに至って、すべて国立編訳館によって『接収』されてしまった。また、民間の団体、地方政府の教科書に対する権力は完全に剥奪され、『中央集権』、『政府集権』の状況となった。教科書は政治的メガホンとなり、徹底的に自主性を失ってしまった。」⁵⁸⁾

この一元化・集権化の傾向はまた、上述のカリキュラム大綱の独占的な策定と聯合考試という進学制度のあり方とによって、さらに補完されたといえよう。

以上、本節では、カリキュラム大綱の改訂と教科書編纂システムの変革という二点を中心に、九年国民教育政策による台湾教育の変容について見てきた。以上の二点にとどまらず、九年国民教育政策による改革は、教育行政、教育方法、教育内容など、極めて多方面に及ぶものであり、その広範な影響を一言でまとめるのは困難である。しかし、九年国民教育政策による改革が、教育の一元的な「規格化」を推し進めるものであったことは間違いない。本節であげた『国民中学暫行課程標準』や「統編本」の教科書は、このような教育の「規格化」において、依拠すべき標準となるものであったといえよう。

教育の数量的・規模的發展と機会均等を促すというプラスの側面と、政府による過度の一元化・集権化・イデオロギー化を促し、教育における自由や多様性を損なうというマイナス面を併せ持つ九年国民教育政策の諸改革は、本論文の冒頭で指摘した台湾教育の二面性の主要な源泉となるものであった。

まとめにかえて——今日の教育改革と国民教育の30年

九年国民教育の開始から30余年、2001年度からの『九年一貫課程綱要』に基づく教育の開始によって、台湾の国民教育の歴史に新たな一頁が切り拓かれようとしている。しかし、実施から30年余りの年月を経た今日においてもなお、九年国民教育政策の成否を断じるのは容易ではないし、あるいは「成否を断じる」という態度そのものに無理があるのかもしれない。なぜなら、ある政策の成否については、評価を下す者がどこに立脚点を置くのか、つまり何をもって「成功」とするのかによって、同じ政策でも正反対の評価が下され得るからである。九年国民教育のように、その及ぶ範囲が広範である政策においては尚更である。

事実、九年国民教育の開始とそれ以降の国民教育のあり方をめぐって、異なる二つの視点からの、異なる二つの評価が存在する。つまり、ここにおいて我々は、冒頭で掲げた二面性の問題へ

と立ち返るのである。

国家の経済的発展への貢献から教育の効果を測る視点から見ると、九年国民教育政策がもたらした中等教育の大衆化と国民の知識水準の総体的向上は、肯定的にとらえるものである。「台湾の産業社会発展の教育的基盤を形成したのは1968年の、教育革命ともいうべき『義務教育年限の延長』であった。これは困難な財政事情の中で故蒋介石総統の決断によって断行されたものだが、これを契機に台湾の工業化に対するマンパワーの供給体制が整備された」⁵⁹⁾という鐘清漢の評価は、このような立場を代表するものである。つまり、九年国民教育の開始による中等教育の量的拡大は、質の高いマンパワーを大量に供給することによって国家の経済成長を促進したという考えである。

しかしながら、教育における中立性（脱イデオロギー性）と自由を重視し、個人としての児童生徒の自主的な思考能力の育成を教育の本義とする視点に立てば、九年国民教育開始以後の台湾の教育は、少なからぬ問題を抱えていたといえる。

知識社会学の立場から公教育とイデオロギーとのかかわり合いを研究する陳伯璋は、国民教育開始以後の国民中学教育のあり方をめぐって、「わが国は民国57年度より九年義務教育を実施し、既に20年の歳月が過ぎた。しかし、教育の過程において、すべての国民が教育機会の均等という理想の恩恵を等しく受けているとはいえず、この理想に反する事実を見出すならば、枚挙に暇がない」⁶⁰⁾として、不正常的な教育のあり方を指摘している。例えば、「能力分班」（能力別クラス分け）の失敗によって「学校は一種の階級闘争、権力と『カネ』の競技場と化し、ここでは勝利（あるいは成功）なき戦いが止むことなく繰り返ひろげられ、学生、父母及び学校（教師）はすべて『負け組』となる」⁶¹⁾と論じ、聯合考試に対応するための知識のみをひたすらに詰め込む教育が、生徒を自主的な思考能力を欠いた「機器人」（ロボット）にしてしまっていると批判するのである⁶²⁾。

後者の立場の論者が批判するのは、戦後台湾教育の過度の一元性、中央集権性、イデオロギー性である。序章にて述べたように、これらに対する反省が、多元化、分権化、脱イデオロギー化を方向性とする1990年代以降の教育改革の主要な基調を成しているのである。

現在、台湾の教育は、九年国民教育開始時期以来の大規模な変革の只中にあり、国民教育もまた、『九年一貫課程綱要』のもとで、その容貌を大きく変容させようとしている。このような変革期において、九年国民教育30年の経験から現在の改革に有用な知見を獲得しようとするならば、現在の価値観に基づいて結果論的に過去の政策の成否を断ずるよりも、その政策の成り立ちや得失を正確に認識し、詳細に記述するという態度こそが求められるであろう。台湾における諸々の党派性から比較的自由たりえる外部からの観察者による歴史の記述として、台湾教育史研究と現代台湾の教育改革研究の両面において、本論文がなんらかの新たな知見を持つものであることを祈りつつ、まとめとしたい。

注

- 1) 1990年代の教科書制度改革については、山崎直也「1990年代台湾の国民教育段階における教科書制

- 度改革—教育における民主化・自由化の一事例として—』『アジア文化研究』第7号, 2000年6月を参照されたい。
- 2) 現在進行中の国民教育段階における課程改革について, 信頼しうる情報を提供するウェブサイトとしては, 教育部のサイト (<http://www.edu.tw/>) のほか, 『国民教育小班教学精神実験網站』 (<http://class.eje.isst.edu.tw/>) が参考となる。
 - 3) 台湾では, 各級学校の教育が依拠すべき基準として, 『課程標準』が存在する。これは, 中央の教育当局である教育部が制定公布するもので, いわば日本の『学習指導要領』に相当するカリキュラム大綱である。『課程標準』は, 各教育段階(国民小学, 国民中学, 高級中学)においてそれぞれ個別に策定され, 当該の教育段階における目標, 科目と時間数, 実施通則などを定める「課程標準総綱」と各科目の詳細な実施要領を規定する「各科課程標準」からなる。「国民中学歴史課程標準」によって示される国民中学の「歴史」の教育目標は, かつては愛国心や民族性の育成に資することが重視されていたが, 1994年10月に修訂公布されたものからは, 上述のような客観的かつ抽象的な目標に改められた。
 - 4) このような問題点を簡潔に整理したものとしては, 許佩賢(大坪力基訳)「教育改革」若林正文編『もっと知りたい台湾 第二版』弘文堂, 1998年, 106～107頁を参照されたい。
 - 5) 林玉體『台湾教育面貌40年』台北, 自立晩報, 1987年, 109頁。
 - 6) ここで「事実上の」という言葉によって制限を加えたのは, 1968年の九年国民教育の実施は初等教育から初級中等教育への無試験進学に過ぎず, 1979年の「国民教育法」を9年制義務教育の開始とみなす研究が存在するためである。このような視点に立つものとして, 徐南號, 林玫伶「台湾推行義務教育之經驗演進」『比較教育通訊』第35期, 1994年9月。
 - 7) 徐南號, 林玫伶, 同上論文, 20頁。
 - 8) 徐南號, 林玫伶, 同上論文, 20頁。
 - 9) 葉憲峻によれば, 1941年の「台湾教育令」の第二次改訂によって, 台湾の初等教育においては, 従来の「小学校」と「公学校」の区別がなくなり, 「国民学校令」に依拠した「国民学校」に統一されたものの, 課程第1号表国民学校(主として日本人児童が通う), 課程第2号表国民学校(主として台湾の漢人の児童が通う), 課程第3号表国民学校(主として原住民の児童が通う)という区分けが依然として存在した。葉憲峻「台湾初等教育之演進」徐南號編『台灣教育史』台北, 師大書苑, 1996年(改訂版初版), 103～106頁。
 - 10) 阿部洋「台湾における9年制義務教育の実施について」『アジア経済』第10巻第10号, 1969年10月, 60頁。
 - 11) 当時の悪性補習の状況については, 李園會『九年国民教育政策之研究』台北, 文景出版社, 1985年, 555～556頁。
 - 12) 来安民「台湾中学教育之演進」徐南號編, 前掲書, 147～148頁。
 - 13) 本方案が制定される経緯については, 胡國台訪問, 郭瑋瑋記録『劉真先生訪問紀錄』台北, 中央研究院近代史研究所, 1993年, 151～154頁の劉真(当時, 国家安全會議國家建設計画委員会文化組召集人)の回想を参照。
 - 14) 新竹県・高雄市における免試入学実験の実施状況とその成果については, 方炎明編著『九年国民教育実施二十年』台北, 教育部国民教育司, 1988年, 27～29頁を参照。
 - 15) 阿部洋, 前掲論文, 63頁。
 - 16) この方案は, 1964年に教育部が策定した18年間(1965～1982年)をスパンとする長期教育発展計画である「中華民國教育計画—民国53年至民国71年—」の一環をなす「中等教育長期計画」の一部をまとめたものである。「中華民國教育計画」は, 1965年にバンコクで開催された「アジア文部大臣ならびに経済計画担当大臣會議」に提出されるために策定された計画書であり, 「国民教育長期計画」,

「中等教育長期計画」、「職業教育長期計画」、「高等教育長期計画」、「師範教育長期計画」の5つの計画によって構成されていた。阿部洋, 前掲論文, 64頁。

- 17) 来安民, 前掲論文, 149頁。
- 18) この突然の大転換がいかなる政治過程を経てなされたものであるかは, 現在のところ明らかにされていない。筆者はこれを今後の課題とし, 一次資料の検討と当時の関係者へのインタビューという方法によって, 九年国民教育政策の決定過程を実証的に解明したいと考えている。
- 19) 台湾における産業社会形成とマンパワー政策の展開という観点から九年国民教育政策を論じたものとして, 鐘清漢「産業社会形成と」68教育改革—新・教育改革とマンパワー政策『国際経済臨時増刊中華民国台湾特集』264号, 1986年を参照。
- 20) 若林正文『台湾 分裂国家と民主化』東京大学出版会, 1992年, 150頁。
- 21) 鐘清漢, 前掲論文, 186頁。
- 22) カラチプランとは, 1959年末にカラチで開催されたユネスコ加盟のアジア17カ国代表者会議で採択された初等義務教育の発展計画。1961年から80年までに, 少なくとも7年間の無償義務教育を実施することをその目標とした。しかし, 当時のアジア各国における初等教育の発展の度合いは差異が大きく, 一様な実施が不可能であることが認識されたため, 1965年にバンコクで開催された「アジア文部大臣ならびに経済計画担当大臣会議」(注10参照)において, より現実的なプランが示されるに至った。ここにおいては, 各国を, ①1980年までに目標を達成できないと予想される国, ②1980年代までには目標を達成できると予想される国, ③1980年以前に達成できると予想される国の3つのグループに分け, それぞれに教育発展モデルが作成された。台湾は, マレーシア, フィリピン, タイ, セイロンなどととも③のグループに分類された。岩内亮一他編『教育学用語辞典第三版』学文社, 1995年, 47～48頁, 及び阿部洋, 前掲論文, 61頁。
- 23) 例えば, 胡國台訪問, 郭瑋瑋記録, 前掲書, 157頁の劉真の回想や, 劉真, 高玉樹講述, 林秋敏, 欧素瑛記録「九年国教実施的回顧與評価口述歴史座談会紀実(1)」『近代中国』, 128期, 1998年12月, 109頁の劉先雲(当時, 台北市教育局長)による回想など。
- 24) 九年国民教育政策とその基礎となった「国民学校畢業生志願就学方案」の策定における主要なアクターの一人である潘振球(当時, 台湾省政府教育庁長)によれば, 「国民学校畢業生志願就学方案」の策定にあたっては, 悪性補習, 青少年による犯罪の増加, 経済産業面からのマンパワー資質向上の要請といった要因の他に, 中国大陆における「文化大革命」に対抗して中華文化を復興するという文化的要因があったとしている。林照眞「九年国教草創經過」『師友』第232期, 1986年10月号, 11頁。この問題意識は, 九年国民教育政策の策定段階にも引き継がれたものと思われる。
- 25) 台湾の教育に対する日本の影響については, 劉真, 高玉樹講述, 林秋敏・欧素瑛記録, 同前論文, 109頁の劉先雲の回想を参照。
- 26) 方炎明編著, 前掲書, 16～17頁。
- 27) これらの学者による論述を集成したものとして, 台湾省政府教育庁編『有關九年国民教育論著選輯(台湾省實施九年国民教育文献第3集)』台中, 台湾省政府教育庁, 1972年。
- 28) 台湾省政府教育庁編『蔣總統實施九年国民教育之訓示及其闡述(台湾省實施九年国民教育文献第1集)』台中, 台湾省政府教育庁, 1973年, 3頁。
- 29) 教育部編『教育部實施九年国民教育籌備工作報告』台北, 教育部, 1968年, 6頁。
- 30) 潘振球の回想による。林照眞, 前掲論文, 11頁。
- 31) 国民教育を担当する教育部のセクション。当時の司長は, 王亜権。
- 32) 九年義務教育を九年国民教育と改めるよう蒋介石に進言したのは, 劉真であった。「九年義務教育」とした場合, 「国民は6年(6歳から12歳)の基本教育を受けねばならない」(160条)と規定する「中華民國憲法」を修訂する必要があると想定されたためである(当時, 憲法の修訂には, 国民大会

- 出席代表の4分の3の決議が必要とされた)。劉真, 高玉樹講述, 林秋敏, 欧素瑛記録, 前掲論文, 105～106頁。
- 33) 「九年国民教育実施綱要」の全文については, 方炎明編著, 前掲書, 509～510頁。
- 34) 李園會, 前掲書, 2頁。この政策が特徴的なのは, 立法院の決議ではなく, 第3次国家安全会議の決定を経て成立に至ったという点である。国家安全会議は, 1966年3月の「動員戡乱時期臨時條款」の第3次修訂を経て, 67年2月に設置された機構であり, 動員・反乱鎮定, 国防, 国家建設計画綱要などに関する大方針を決定する超法規的な政策グループとして, いわば「内閣の上の内閣」というべき権力を持つものであった。国家安全会議の構成と機能について詳しくは, 若林, 前掲書, 178～179頁, 及び徐邦男「誰が決めるのか—国民党政権の政策決定機構と人事配置」若林正丈他編『台湾—転換期の政治と経済』田畑書店, 1987年, 122～127頁。
- 35) 教育部と財政部によって共同で起草された「九年国民教育実施条例」の草案は, 1968年1月19日の第一期立法院第40期第33回会議を三読通過, 同年1月27日, 蒋介石総統によって公布された((57)臺統(一)義字第664号令)。同条例の全文は, 方炎明編著, 前掲書, 510～512頁を参照。
- 36) 「延長国民教育有關經費事項会商結論報告」の全文は, 台湾省政府教育庁編『九年国民教育籌備工作及其主体計画之實施(台湾省實施九年国民教育文献第5集)』台中, 台湾省政府教育庁, 1973年, 23～33頁を参照。
- 37) 李園會, 前掲書, 28頁。
- 38) 方炎明編著, 前掲書, 47頁。
- 39) 「国民中学画分学区原則」と「輔導私立初級中学原則」の全文については, 李園會, 前掲書, 9頁を参照。
- 40) 阿部洋, 前掲論文, 67頁によれば, 458校の内訳は, 新設159校, 旧初級中学288校, 代用国民中学が11校であった(他に私立中学77校)。
- 41) 許水徳「九年国教三十年感言」『近代中国』, 第128期, 1998年12月, 92頁。
- 42) 九年国民教育開始時の国民中学の新設とその校舎の建設について, より詳しくは, 台湾省政府教育庁編『国民中学校舎工程之規画與實施(台湾省實施九年国民教育文献第6集)』台中, 台湾省政府教育庁, 1972年を参照のこと。
- 43) 1967年10月20日, 教育部は「公立大学及独立学院設置教育選修科目試行辦法」を制定し, 国立台湾大学, 国立政治大学, 省立成功大学, 省立中興大学に, 「教育概論」, 「心理学」, 「普通教学法」, 「分科教材教法」, 「教学實習」などからなる教職課程(16単位)を設置, その修了者に国民中学の教員資格を与えることとした。李園會編, 前掲書, 38～39頁。
- 44) 台湾省政府教育庁編『国民中学師質之供需籌画與辦理訓練情形(台湾省實施九年国民教育文献第7集)』台中, 台湾省政府教育庁, 1973年, 137～175頁。
- 45) 教育部編『国民中学課程標準』台北, 教育部, 1995年, 761頁。
- 46) この経過について詳しくは, 教育部編, 同前『国民中学課程標準』, 783～785頁を参照。
- 47) 教育部中等教育司編『国民中学暫行課程標準』台北, 1968年, 教育部中等教育司, 1頁。
- 48) しかし, ここにおいてもなお, カリキュラム大綱としての『課程標準』は, 国民小学・国民中学, それぞれ別個に制定するものとされた。カリキュラム大綱の九年一貫化は, 2001年度よりそれに基づく教育が開始される予定の『九年一貫課程綱要』において, ようやく実現することとなったのである。
- 49) 教育部中等教育司編, 前掲『国民中学暫行課程標準』, 1～2頁。
- 50) 教育部中等教育司編, 『中学課程標準』台北, 正中書局, 1962年, 1頁。
- 51) 教育部中等教育司編, 前掲『国民中学暫行課程標準』, 1頁。
- 52) 教育部中等教育司編, 同前『国民中学暫行課程標準』, 13頁。
- 53) カリキュラム大綱における科目の並び順は, 課程制定者がどの科目をより重視しているかを示す一

つの指標となるだろう。1962年の『中学課程標準』においては、「国文、外国語（英語）、公民、歴史、地理、数学…」となっていた科目の並び順は、1968年の『国民中学暫行課程標準』においては、「公民與道徳、健康教育、語文学科（国文・外国語）、数学科（数学）、社会学科（歴史・地理）、自然科学（自然科学）…」と改められた。

- 54) この四科目の他、選修科目（国民中学3年の週4～6時間）としては、「自然科学」、「英語」、「音楽」、「美術」があり、進学と就職両方のニーズに対応できるよう配慮されていた。
- 55) 戦後初期の教科書編纂システムの変遷については、国立編訳館中小学教科用書編輯研究小組編『中小学教科用書編輯制度研究』台北，正中書局，1988年，38～43頁を参照。
- 56) 国立編訳館中小学教科用書編輯研究小組編，同前書，43～44頁。
- 57) この共同的な印刷・製本の作業は、かつて中学校の教科書を出版していた出版社の参与により行われた。1968年の公告された登記により71の出版社が審査を通過した。この数は、以後年々増加し、1971年には94に達した。方炎明編著，前掲書，288頁。
- 58) 石計生等『意識型態與台湾教科書』台北，前衛出版社，1993年，18頁。
- 59) 鐘清漢，前掲論文，183頁。
- 60) 陳伯璋「另一場意識型態的戰爭－國中教育之迷思」陳伯璋編著『意識型態與教育』台北，師大書苑，1988年，231頁。
- 61) 陳伯璋，同前論文，232頁。
- 62) 陳伯璋，同前論文，234～235頁。